

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）説明会

日 時 ： 令和7年10月27日（月）10時～11時（開場時刻：9時45分）
会 場 ： 日野市子ども包括支援センターみらいく3階多目的室

1. 開会
2. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要
3. 総合支援システムについて
4. 認可基準・確認基準について
5. 必要な整備量について
6. 今後のスケジュールについて
7. 閉会

資料

- ①こども誰でも通園制度について
- ②総合支援システムについて
- ③認可基準
- ④確認基準
- ⑤実施検討のポイント
- ⑥必要な整備量について

こども誰でも通園制度に関する
質問はこちらから



こども誰でも通園制度について

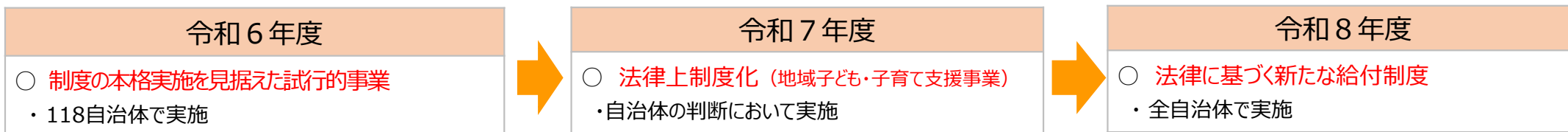
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
 （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算額 2,138億円の内数（2,074億円の内数）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない

0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【実施施設】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、
地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター 等

【実施方法】 一般型（在園児合同又は専用室独立型）又は余裕活用型

【単 価】 補助基準額上、月の上限を10時間とした上で、こどもの年齢に応じて、こども一人1時間
当たりの単価を設定。

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

加えて、障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算についても
単価を設定。

	こども一人 1時間当たり単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円
障害児加算	400円
要支援家庭のこども加算	400円
医療的ケア児加算	2,400円

実施主体等

【実施主体】
市町村

【補助単価】

人口規模に応じ、補助基準額の上限を設定する。

これに加え、賃借料加算（※）を設ける。

（※）1事業所当たり年額3,066千円

（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る）

【補助割合】

国：3/4 市町村：1/4

	①乳児等通園支援事業 の実施に必要な経費	②指導監督員の雇上 げに必要な経費	合計
人口100万人以上	167,430千円	18,252千円	185,682千円
人口50万人～ 100万人未満	134,180千円	9,126千円	143,306千円
人口10万人～ 50万人未満	125,568千円	4,563千円	130,131千円
人口5万人～ 10万人未満	37,189千円	4,563千円	41,752千円
人口5万人未満	17,214千円	4,563千円	21,777千円

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（R7予算）

【実施施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点 等
（※基準を満たしていれば施設類型は問わない）

【対象となるこども】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間（補助基準）】 こども一人当たり「月10時間」を上限

【単価（補助基準）】

0歳児一人1時間当たり	1,300円
1歳児一人1時間当たり	1,100円
2歳児一人1時間当たり	900円

（※障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算有）

【利用料】 1時間当たり300円程度を標準に徴収可

【利用方法】 定期利用（園・曜日・時間固定）/柔軟利用
（※親子通園も可（長期間続く状態とならないよう留意））

【実施方法】 一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）

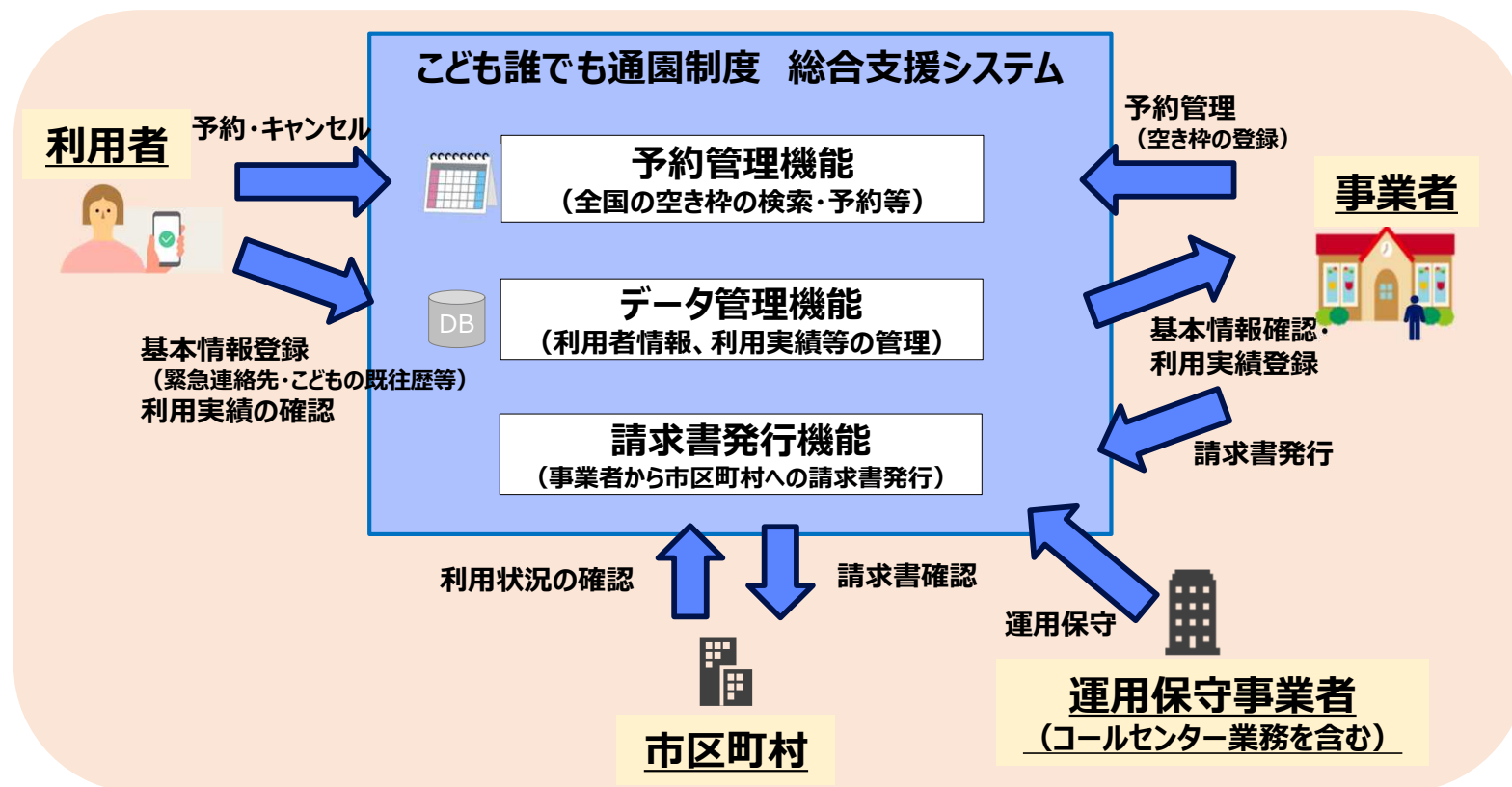
【職員配置・設備基準】 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

総合支援システムについて

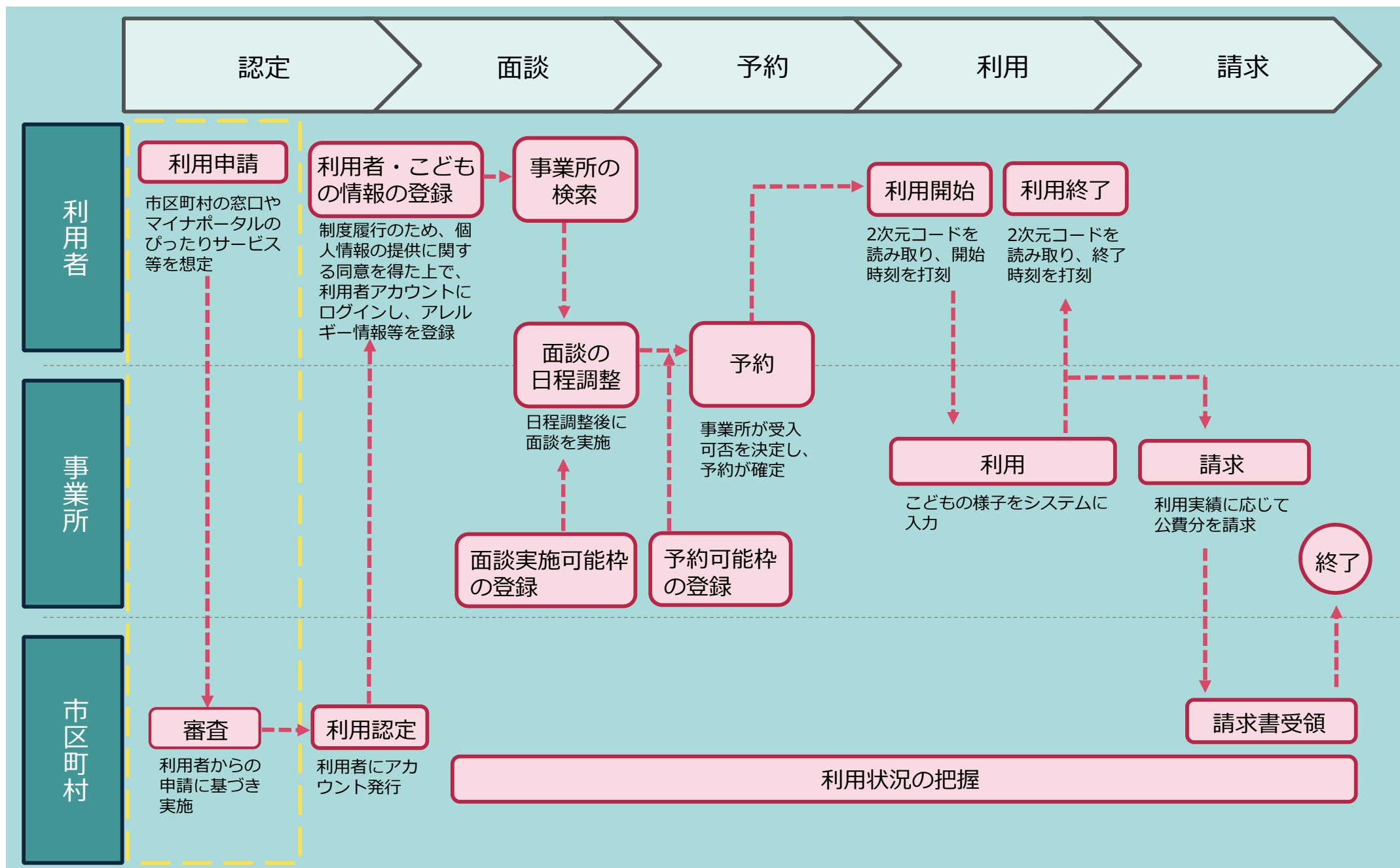
こども誰でも通園制度総合支援システムの概要

概要

- 令和7年度から、制度の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図るため、各市区町村・事業者・利用者が利用できる「こども誰でも通園制度総合支援システム」が運用開始。
- 総合支援システムにより、利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことができるようになる。
- 都道府県は管轄する市区町村の利用に関する統計情報を閲覧することができる（個人情報の閲覧はできない）。



こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



こども誰でも通園制度総合支援システム画面

利用者

こども誰でも通園制度実施事業所の検索画面



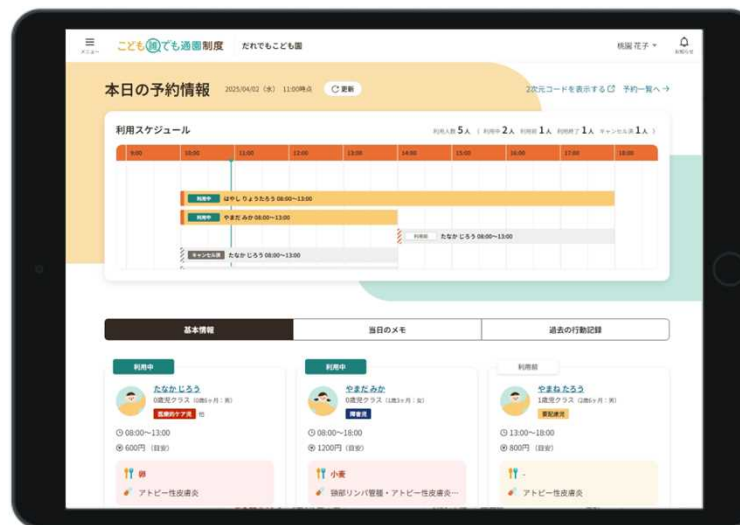
- ・地域や利用条件を入力し、適合する事業所を地図上に表示
- ・検索して出てきた施設の情報を確認

利用予約の画面



- ・当月の残りの利用可能時間の表示
- ・カレンダーから事業所の利用可能時間を確認し、利用したい時間を予約

事業所



予約情報の確認画面

- ・氏名、年齢、利用時間、アレルギー情報など、日ごとに利用者の情報を一覧で表示

市区町村



利用状況などの利用者情報の確認画面

- ・市区町村に登録されている利用者の情報の確認
- ・誰がいつこの事業所を利用したか等の利用状況の把握

※システム運用開始後も、実際の運用の状況や利用者や事業者、市区町村の意見等を踏まえ、利便性の向上や効果的・効率的な制度運用に資するよう、必要な改修を行っていく。

システム利用のメリットと利用者の声

システムを導入することで情報管理や業務を効率的に行うことができます。
すでに利用を開始されている方々からも前向きなコメントをいただいております。

導入の メリット	ユーザー	利点	概要
	自治体職員	情報管理の効率化	- 利用者の予約枠や実績管理が容易になります。 - 統計データ出力機能により、制度利用者の利用時間や利用人数等の情報を自治体は一元管理・把握することができます。
	事業所職員	業務効率化	- 予約受付がWebに一元化されます。 - 請求書発行機能により、事業所の請求書発行業務が効率化されます。
	利用者	利便性向上	- 事業所の検索から予約まで、スマホで簡単に操作が可能です。 - お子さまの情報等をシステム上で管理でき、即座に事業所に連携できます。

利用者からの コメント	 自治体職員	－ 実績をシステムで集計でき、報告の手間が減った － システムを導入することで郵送に係る業務と郵送代の削減につながった
	 事業所職員	－ こどもの行動記録についてこれまで手書きで対応していたのに対し、システムで対応可能となり業務負荷が軽減された
	 利用者	－ 特に悩まず予約まで完了できる － ひと目で見れるので残りのチケット数がわかりやすい － （自治体に対して）利用者から操作に関する問合せは少ない

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』 p17~18より抜粋)

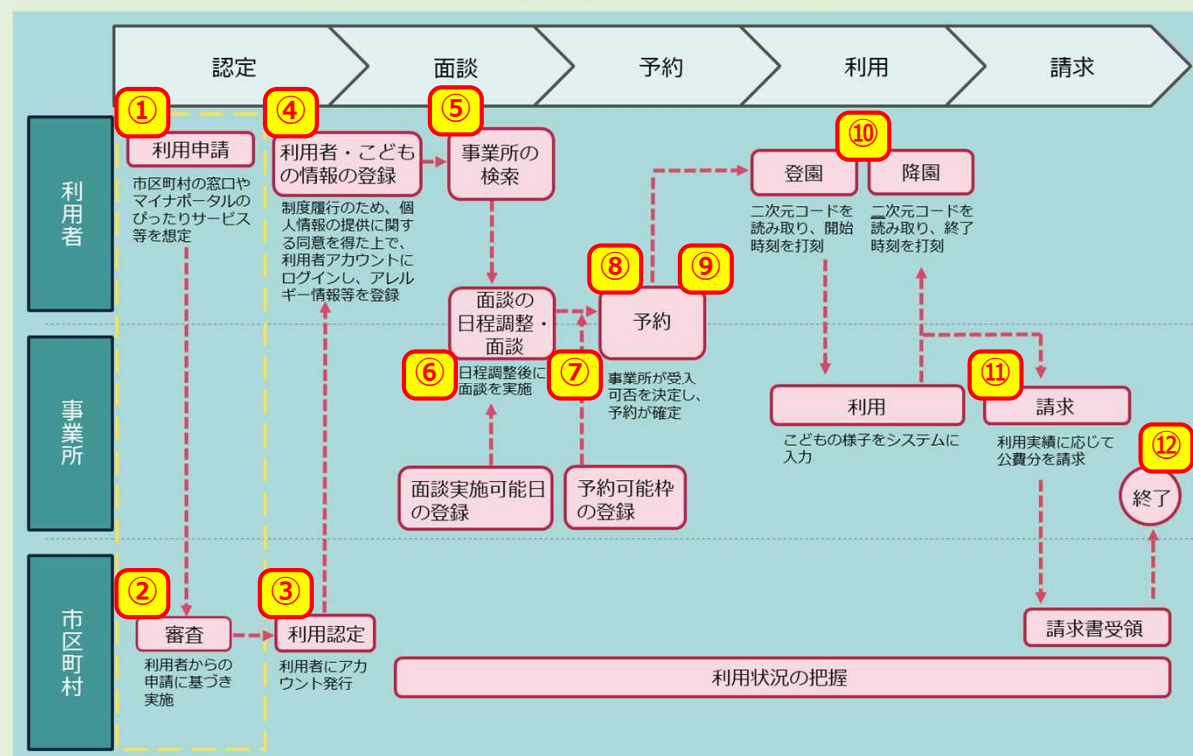
事業の全体像「続き」

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

「こども誰でも通園制度総合支援システム」

①利用者が予約できる（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認したりできる（データ管理）、③事業者が市町村へ請求書を発行することができる（請求書発行）、3つの機能を併せ持つシステム。

こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



【 】は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

- ①利用者は、市町村の窓口やマイナポータル、各市町村が提供するオンラインサービスにおいて、本制度の利用を申請。
- ②申請を受領した市町村の担当者は、申請者に利用資格があることを確認したうえで、システム外で利用認定。
- ③自治体がシステムに利用認定を行った者（利用者）を登録すると、利用者に対しメールにてログイン ID が発行され、ログインすることで認定証を確認できるようになる。
- ④利用者はログイン ID でシステムにログインし、アレルギー情報等の施設を利用するに当たり必要なこどもの情報の入力。
- ⑤利用者はシステム上で利用施設を検索、選定し、施設に対して初回面談の申込み。
- ⑥施設は申し込みの連絡を受けて、面談日の日程調整。
- ⑦施設は、面談により、保護者にこどもの情報や利用に関する情報等について確認。に伝えます。面談は、こどもが利用する際に安全かつ安心して利用できるようにするために必要なプロセス。
- ⑧面談が終わった施設について、利用が可能となります。利用者は、システム上であらかじめ事業者が登録した施設の空き状況を確認しながら予約。
- ⑨施設において、予約の状況や体制を確認し、受入可能であればシステム上で予約の確定を行います。利用者にはシステムからメール及びシステム内の通知機能で連絡。
- ⑩予約日に施設を利用。登降園時に二次元バーコードを読み込むことで、登降園の時刻がシステムに登録。利用に応じて利用料を支払います。事業者側で徴収した利用料をシステムに登録し、システム上で領収書を確認することができます。
- ⑪利用時間に応じて、請求金額が自動計算。システム上で、自治体に対し請求。
- ⑫施設からの請求内容を確認し、支払い手続。

資料③

認可基準

(日野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 一部抜粋)

【認可】根拠：児童福祉法

乳児等通園支援事業を行う場合は、市の認可を受ける必要があり、市は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う。

条項	事項	内容
第 8 条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	乳児等通園支援事業及び一体的に運営する併設施設等の設備基準や職員配置基準を満たし、かつ、乳児等通園支援事業及び併設施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることが可能。
第 12 条	食事	食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)は、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
第 13 条	乳児等通園支援事業所内部の規程	運営規程に定める重要事項 (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
第 17 条	乳児等通園支援事業の区分	<u>一般型</u> 余裕活用型以外の乳児等通園支援事業 <u>余裕活用型</u> 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が

資料③

条項	事項	内容
第 17 条	乳児等通園支援事業の区分	利用定員数に満たない場合であって、利用定員数から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業。
第 18 条 第 22 条	設備基準	<u>一般型</u> 【必置設備】：乳児室又はほふく室(0歳児・1歳児)、保育室又は遊戯室(2歳児)、便所 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、避難・防火(耐火)・転落防止設備を設けること。 【面積基準】(こども1人につき) 乳児室 1.65 m² / ほふく室 3.3 m² / 保育室・遊戯室 1.98 m² <u>余裕活用型</u> 各施設又は事業の基準による
第 19 条 第 22 条	職員配置基準	<u>一般型</u> 【必置職員】 保育士(2分の1以上) ※保育士以外の職員は子育て支援員研修等の指定の研修を修了すること。 【配置基準】 0歳児 3:1 / 1歳児 6:1 / 2歳児 6:1 ※こどもの年齢や人数に関わらず、事業を行う時間は常時2人以上必要。 ただし、次のいずれかの場合は専ら乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。 ①一体的に運営する併施設等の職員配置基準を満たした上で、併施設等の職員の支援を受けることができ、かつ専ら乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士の場合。 ②乳児等通園支援事業の利用乳幼児が3人以下で、一体的に運営する併施設等の乳幼児と同じ保育室等で実施される場合で、かつ併施設等の職員配置基準を満たした上で、併施設等の職員の支援を受けることができる場合。 <u>余裕活用型</u> 各施設又は事業の基準による
第 20 条	乳児等通園支援の内容	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

資料④

確認基準

((案)日野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例施行規則 一部抜粋)

【確認】根拠:子ども・子育て支援法

乳児等通園支援事業者が「乳児等のための支援給付」を受けるためには、認可とは別に、給付の対象事業者として適当な者であることの確認を受ける必要がある。乳児等通園支援事業者は市の確認を受けることで、「特定」乳児等通園支援事業者として「乳児等支援給付費」の支給に係る対象事業者となる。

条項	事項	内容
第3条	利用定員	1 次に掲げる区分ごとに、1時間当たりの利用定員を定める (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども 2 子どもが利用する時間数、開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定める
第4条	面談	1 最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、子ども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。 2 面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。 3 面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。
第5条	正当な理由のない提供拒否の禁止	特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
第9条	心身の状況等の把握	特定乳児等通園支援の提供に当たっては、子ども及びその保護者の心身の状況、養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等の提供の状況の把握に努めなければならない。
第12条	支払	1 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から特定乳児等通園支援費用基準額の支払を受けるものとする。 特定乳児等通園支援費用基準額 ➡ 給付費※金額未定 原則、市から事業者へ支払い(法定代理受領)

資料④

条項	事項	内容
第 12 条	支払	2 特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。 ➡ 1時間当たりの利用料※300 円程度標準 3 前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を保護者から受けることができる。 (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用 (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用 (3) 食事の提供に要する費用 (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの
第 14 条	特定乳児等通園支援の取扱方針	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。
第 16 条	相談及び援助	常に子ども及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の的確な把握に努め、子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
第 19 条	運営規程	運営規程に定める重要事項 (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 第 12 条の規定により保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 第 3 条第 1 項の規定により定める一時間当たりの利用定員 (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法

資料④

条項	事項	内容
第 19 条	運営規程	(9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
第 21 条	利用定員の遵守	第3条第1項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。
第 31 条	会計の区分	特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

資料⑤

実施検討のポイント

1	一般型 or 余裕活用型	① 保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所等） 利用定員に空きがない場合：一般型 利用定員に空きがある場合：一般型 or 余裕活用型 ② 保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所等）以外：一般型	
※一般型の場合			
2	在園児合同型 or 専用室独立型	① 在園児合同型：在園児の保育室等で一緒に保育を行う ② 専用室独立型：在園児とは別に、空き部屋を活用して保育を行う	
3	本制度で利用できる面積は何㎡あるか	① 在園児合同型：在園児の保育室等の面積のうち、利用定員に必要な面積を除外した部分の面積 ② 専用室独立型：こども誰でも通園制度で利用する保育室等（空き部屋）の面積 ※ただし常設の絵本棚やロッカー等の面積は除く。	
4	本制度に従事できる職員は何人いるか	【必置職員】 保育士（2分の1以上）	
5	利用定員 何歳児を何人受け入れできるか	【面積基準】 こども一人あたり 0歳児・1歳児 乳児室 1.65㎡／ほふく室 3.3㎡ 2歳児 保育室・遊戯室 1.98㎡	【配置基準】 0歳児 3：1 1歳児 6：1 2歳児 6：1

必要な整備量について①

● 算出方法

・ 令和8年度(2026年度)からの給付制度化に向けて、国から示される量の見込みの算出等の考え方に従い受入れ体制を整備するものとし、量の見込みを算出しました。

単位：人／日

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み(A)		8	8	24	24
	確保方策(B)		8	8	24	24
	差引(B)-(A)		0	0	0	0
1歳	量の見込み(A)		7	7	21	21
	確保方策(B)		7	7	21	21
	差引(B)-(A)		0	0	0	0
2歳	量の見込み(A)		6	6	20	20
	確保方策(B)		6	6	20	20
	差引(B)-(A)		0	0	0	0

必要な整備量について②

● 今後の方向性

- ・ 令和8年度(2026年度)からの給付制度化に向けて、国から示される量の見込みの算出等の考え方に従い、受入れ体制を整備します。

● 各施設へのお願い

- ・ 0歳児及び1歳児の受入について、今後の需要を考慮すると多くの施設でこの年齢での受入を積極的に検討していただきたい。